

第 2 次丹波市教育振興基本計画

目 次

前文	1
1. 「丹波市教育振興基本計画」策定にあたって	1
2. 教育振興基本計画策定の目的	2
(1) 教育振興基本計画策定の趣旨	2
(2) 教育振興基本計画の計画期間と構成	3
第1章 丹波市の教育の成果と課題(第1次丹波市教育振興基本計画の検証)	4
(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	4
(2) 生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実	5
(3) 豊かな人権文化の創造・定着	8
(4) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	8
第2章 教育を取り巻く社会の変化	12
(1) 社会情勢の変化	12
(2) 子どもを取り巻く環境の変化	13
(3) 教育政策の動向	14
第3章 丹波市の教育をめざす姿(基本構想)	16
1 基本理念	16
2 基本目標	16
3 基本方針	17
第4章 基本計画	21
計画の進行管理	58
用語説明	59

前文

1. 「丹波市教育振興基本計画」策定にあたって

次期学習指導要領では、全体の基本となる理念として、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示されました。子どもたちの成長や人間形成は、学校だけではなく、家庭や地域社会との連携の中ではぐくまれるものであり、学校・家庭・地域の理念を共有し、協働することが求められています。

子どもたちが社会人として生きる時代は“予測困難で正解がない時代”だと言われています。

このような時代にあって、生涯学び続け、どんな環境においても、答えのない問題に対して決してあきらめることなく、多様な人とかかわり、コミュニケーションを取りながらよりよい解決策を見出す力をはぐくむ教育が求められます。

こうした中、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）が閣議決定されました。同計画では、「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』の最大化」を中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育施策推進のための基盤を整備する」の5つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

また、兵庫県においては、第3期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（令和元年度～令和5年度）を策定し、基本理念を「兵庫が育む ころろ豊かで自立する人づくり」とし、『未来への道を切り拓く力』の育成を第3期重点テーマに加え、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現をめざす取組がすすめられています。

丹波市では、平成27年3月、市のまちづくりの指針となる「第2次丹波市総合計画」を策定し、実現すべきまちの姿として「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～」を掲げ、各種施策を展開しています。教育委員会においては、平成21年に「たんばの教育元気プラン（第1次丹波市教育振興基本計画）」（平成22年度～令和元年度）を策定し、「たんばに学び たんばで育つ たんばを担う人づくり」を基本目標に、これからの丹波市を担う子どもたちに必要な力を培うため、市民総がかりで丹波市の教育を推進してきました。

このたび、「第2次丹波市教育振興基本計画」策定にあたっては、第1次計画で取り組んできた各施策を総括するとともに、社会の変化に対応した教育施策を展開するため、EBPMの考えを踏まえつつ、総合計画との整合性を保ちながら、丹波市の教育の基本理念、基本目標と施策の基本的方向を示します。

2. 教育振興基本計画策定の目的

(1) 教育振興基本計画策定の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における地域の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

近年の教育を取り巻く環境をみると、少子高齢化・核家族化の進行、グローバル化や情報通信技術の進展など、状況の変化はさらに加速しており、教育に関する課題が複雑化・多様化しています。

平成29年3月に告示された学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現が示され、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要となっています。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、様々な教育動向への対応や保護者・地域の負託に応える教育の充実に向けて、今後5年間ににおける施策の方向性を明らかにするとともに、これらに基づく教育施策を総合的・体系的に推進していくことを目的として、「第2次丹波市教育振興基本計画」を策定するものです。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

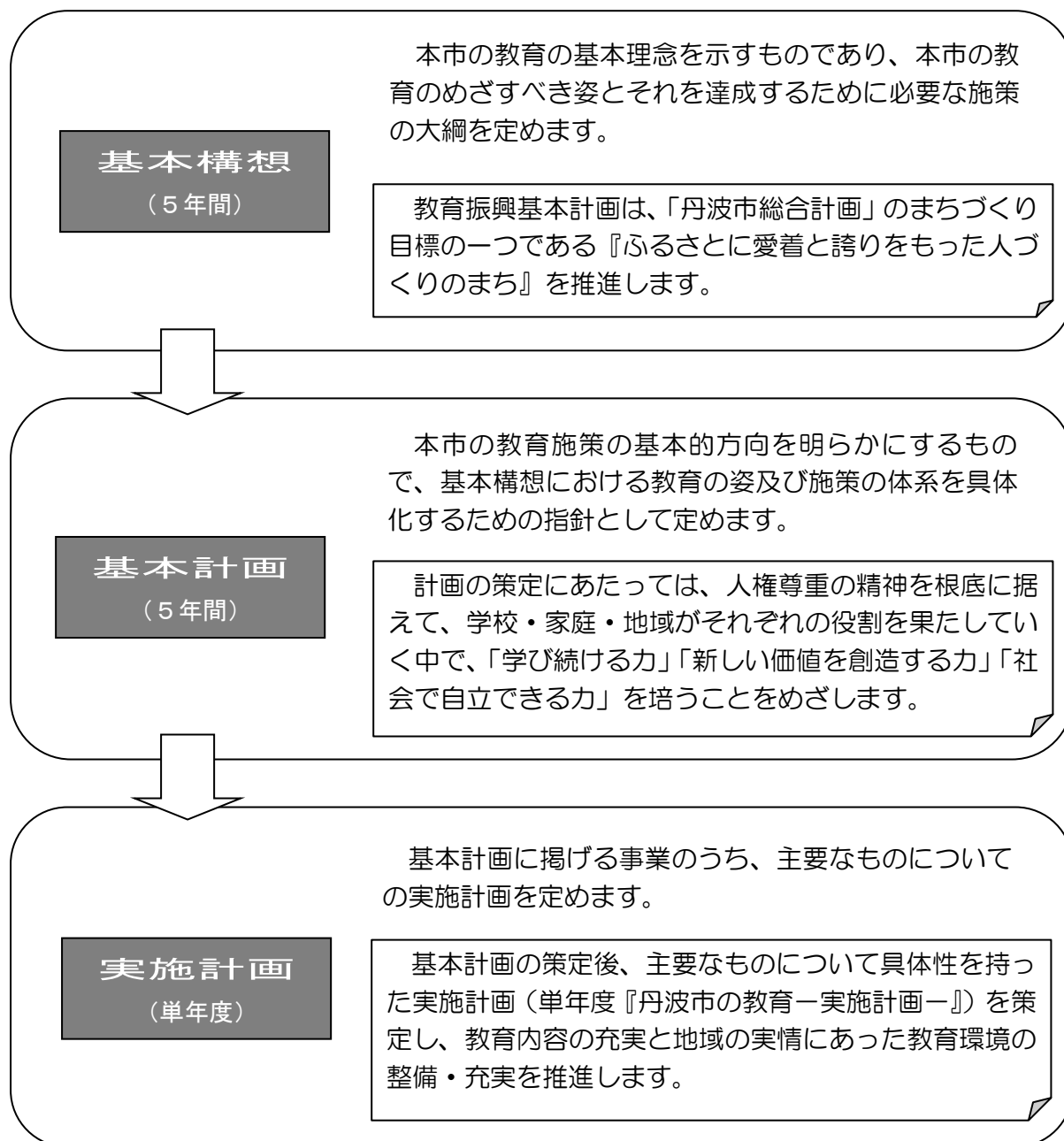
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 教育振興基本計画の計画期間と構成

①計画期間

第2次丹波市総合計画と整合性を図るため、基本構想、基本計画とも令和2年度～令和6年度の5年間とします。

②計画の構成



第1章 丹波市の教育の成果と課題（第1次丹波市教育振興基本計画の検証）

（1）生きる力をはぐくむ学校教育の充実

①子どもたちの「確かな学力」の確立

学力向上については、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、児童生徒のつまずきの解消に向けた授業改善を組織的に推進しました。その結果、算数の授業で「わかった」「できた」と感じる児童の割合は、81.1%まで上昇しましたが、数学の授業で「わかった」「できた」と感じる生徒の割合は68.5%と横ばい傾向にあります。一人ひとりが「わかった」「できた」と実感できる授業を推進するとともに、今後は、次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要があります。

②豊かなこころの育成

丹波市及び各小中学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの理解と積極的な認知や対応に取り組むとともに、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりを推進しました。いじめを見たとき「何もしない」と回答した児童生徒の割合は減少してきましたが、今後は、市民全体でいじめ・暴力をなくそうとする意識の醸成を図るため、いじめ・暴力ゼロ市民運動の発展に向けて取り組む必要があります。

不登校対策については、引き続き関係機関との連携を図りながら、いじめや不登校だけでなく子育て等についても、児童生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる相談体制を充実する必要があります。

③健やかな身体づくり

体力アップサポーターの派遣や大学と連携した体力アップ事業を実施し、児童生徒の体力の向上に向けた取組を推進しました。今後も運動やスポーツに親しみ体力向上を図る取組を充実させ、筋力、柔軟性を高めるとともに主体的・協働的に運動の課題を解決する力を育成する取組を継続する必要があります。

④子どもたちの「連続した学び」の保障

認定こども園と小学校の連携モデル事業や中高連携協議会等により、教育内容の充実や指導方法の工夫改善を図りました。今後、認定こども園・小学校・中学校・高等学校との縦の連携を強化し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、子どもたちの学びの連続性を保障する取組を充実する必要があります。

⑤幼児教育・保育の充実

子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、発達や学びの

連続性を踏まえた幼児教育・保育を推進しました。また、全市 13 園の幼保連携型認定こども園を整備するとともに幼児一人ひとりの特性に応じた幼児教育・保育の一層の充実を図るため、公開保育やキャリアアップ研修を実施し、保育教諭の資質向上に努めました。今後も、さらに質の高い幼児教育・保育が提供できるよう、保育教諭等への研修の充実や、処遇改善をはじめとする人材確保に取り組む必要があります。

⑥特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に一貫した教育的支援を行うために、丹波市特別支援連携協議会により各関係機関と情報を共有し、支援体制の充実を図りました。その結果、校（園）内委員会で支援が必要と判断した幼児児童生徒数に対して個別の指導計画を作成した割合が 99.1% まで上昇しました。今後、幼児児童生徒の自立と社会参画を見据え、保健、福祉、教育の各関係機関が連携し、切れ目ない支援体制を充実させるとともに、すべての学級に在籍する可能性がある特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じた効果的な指導を行うために教職員の指導力向上を図る必要があります。

⑦人権教育の推進

同和教育を人権教育の重要な柱ととらえ、人権研修会を実施することにより、人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深めました。また、「丹波市版子どものネット利用に関する家庭ルールブック」を全小学校 5 年生に配布・活用したり、親子で情報モラル講座を受講したりすることにより、その危険性や家庭でのルールづくりの必要性などを共有する機会となりました。今後、多様化する人権課題の解決に向けて教職員の実践力の育成に取り組む必要があります。

⑧学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

教職員のキャリアステージに応じた研修体系を確立し、計画的に実施した結果、学びを授業に活かすことができたと回答した教員の割合が 58.2% から 84% へと上昇しました。また、小中学校において全教員が参加する教科の授業研修が定着し、担当教科に関係なく共通の視点で授業改善をすすめることができました。今後も指導対象者や指導担当者、指導内容を明確にし、研修をすすめる必要があります。

（２）生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実

①健全なところをはぐくむ家庭教育の向上

子育て学習センターの来館者数は増加傾向にあり、就学前の子育て家庭の約 55% が利用しており、地域の子育て支援の拠点として認知度が高

まっています。今後は、地域で孤立しがちな保護者、就労等で学習の機会が少ない保護者に対し、積極的なアプローチが必要です。

平成 29 年度から、子育てピアサポーターを公募・委嘱し、子育て学習センターや児童館、地域のイベントなどで保護者とともに活動し、子育て世代に寄り添い、悩みを傾聴するなど、身近な地域で子育てを支援する存在となっています。今後、よりきめ細かな子育て支援を行えるよう、子育て支援に資する研修等の機会を充実する必要があります。

②青少年の健全育成の推進

市内 25 地域で「平成たんば塾（土曜チャレンジ学習を含む）」を実施し、地域の教育力を活用して子どもたちの学習支援を推進してきました。平成たんば塾は、指導者として関わる地域の方が年々増えており、市民に定着した事業となりました。今後、学校・家庭・地域それぞれが子どもを育てる当事者として、それぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えていく「たんばコミュニティ・スクール」の充実を図る必要があります。

市主催の「青少年の主張大会」は、青少年健全育成に一定の役割を果たしてきましたが、PTA 会員中心の参加にとどまるなど効果が限定的であることや、兵庫県が同様の大会を実施していることなどから、平成 28 年度をもって終了しました。

③地域づくりにつながる成人教育

平成 23 年度から、成人教育、高齢者教育、人権教育等の社会教育事業については、市長部局において補助執行するとともに、組織再編によりまちづくり部を設置し、生涯学習による地域の教育力向上と地域づくりの推進を図ってきました。

その中で、地域づくり活動や市民活動に関わる人材を養成するために「TAMBA 地域づくり大学」を開催しリーダー育成を行ってきました。受講後、自主的な活動として、地域イベントを企画・運営するなど、学んだ成果を地域活動に活かす「知識循環型生涯学習」につながっています。併せて、地域住民の最も身近な学習活動である「自治公民館活動」に対して「自治公民館活動補助金」を交付し、住民主体の学習活動を推進するとともに、地域住民みんなで取り組む地域づくり事業を支援してきました。

引き続き、生涯学習人口の増加をめざすために、市民活動支援センターによる、より専門性の高い学習機会の提供を行う等、地域づくり活動や市民活動の総合的な支援を行う必要があります。

④高齢者の生涯学習及びその連携

「TAMBA シニアカレッジ」では、高齢者にとって身近な時事問題や必要

課題を学ぶ教養講座を実施するとともに、地域づくり活動や社会貢献活動に興味・関心を持てる講座を展開し、高齢者の学ぶ意欲も高まっています。

今後は、個人の学習成果が、地域づくり活動や社会貢献活動へ活かせる仕組みづくりが必要になります。

⑤スポーツライフを築くスポーツの振興

市民が「いつでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができる機会の充実を図るため、マラソン大会やラジオ体操講習などのスポーツイベントを展開してきました。また、スポーツ推進委員会などで構成する「丹波市スポーツ協会」を組織し、市民に分かりやすいスポーツ情報の発信と、指導者育成によるスポーツ環境の充実に取り組んできました。

今後においても、スポーツ団体が連携し、効率的なスポーツ情報を市民に向けて発信し、市民一人ひとりが豊かなスポーツライフを築いていける地域スポーツ社会をめざしていきます。

⑥芸術・文化に親しむところ豊かな市民生活の醸成

美術館では、中国現代美術などの特徴ある館蔵作品や、丹波市ゆかりの美術作家たちの活動を活かした特色ある展示などを実施しています。併せて、鑑賞教室など学校教育との連携や、美術館友の会活動の支援と連携など、地域に開かれた美術館の運営を行っていますが、入館者数は伸び悩んでいる状況です。

今後、美術館の利活用を促進するためには、市民の芸術創作活動を紹介するギャラリー機能の強化や、PTA・子ども会活動との連携、美術館友の会活動など、市民の文化芸術活動の浸透を図ることがより一層必要となります。

図書館では、近隣市町相互による広域貸出サービスの実施や展示コーナーの充実、ビブリオバトル大会の開催など多様なサービスを行い、市民の読書意欲の向上を図っています。また、図書館サポーター養成講座や子ども読書推進講座を継続して開催していることにより、サポーターやボランティアの育成ができ市民との協働による事業運営ができています。

しかし、図書館を利用している市民が減少していることが課題であり、本の好きな市民の読書活動を支援するだけでなく、市民の生涯学習や課題解決を支援する施設としての魅力を伝えていく必要があります。

⑦歴史文化遺産の保存・活用と継承

県指定文化財である旧氷上高等小学校校舎を市民憩いの場と地域の発展に寄与した功績者を紹介する記念館としての機能を合わせ持つ複合型

集客交流施設として整備し、歴史文化の醸成と地域活性化に寄与できています。

近年、市内全域において、少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を守り支えてきた地域の変化により、その継承が困難になってきています。

文化財は、広く一般に公開し、知ってもらうことでその魅力や価値が発揮されるものであることから、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めた保存と活用を目的とするアクションプランを策定し、これに基づく事業を計画的に展開していく必要があります。

(3) 豊かな人権文化の創造・定着

①人権感覚を養う人権教育

市民一人ひとりが人権についての理解を深め、人権尊重の理念が文化として定着し、誰もがお互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現をめざし、住民人権学習をはじめ、家庭や学校、職場、地域等のあらゆる場における人権教育をすすめてきました。

住民人権学習会の実施率は、毎年 90%を超えていますが、参加者数は、年々減少するとともに、参加者の固定化や若い世代の参加者が少ないなどの課題があるため、幅広い世代の参加者の増加に向けた取組が必要となっています。

②人権教育の学習資料の提供

自治会や団体等が実施される学習会の企画や進行等についての相談に応じるとともに、学習教材や視聴覚機材などを貸し出すなど、市民の主体的な人権学習を支援しました。

今後も様々な人権課題についての各種資料や学習教材の充実を図り、市民一人ひとりの学びを支援する必要があります。

③指導者等の研修の推進

住民人権学習推進員及び住民人権学習支援者を対象にした研修会を開催し、学習の進め方や市の支援内容について説明を行うなど、住民人権学習の充実に向けて取り組みました。

今後も指導者として必要なスキルの向上に向け、効果的な学習方法の紹介や人権に関する情報提供を行うなど、研修内容の充実を図る必要があります。

④各種団体の人権学習への支援

団体や企業等が実施される学習会に対して講師の紹介や派遣を行うなど、人権学習を支援しました。

今後もより多くの団体や企業において人権学習が取り組まれるよう、

働きかけを行うとともに、講師の派遣等に取り組む必要があります。

(4) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

①特色ある学校づくりの推進

社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校と地域が手を携えていく新たな仕組みとして、学校運営協議会制度を導入し、令和元年度末ですべての小学校で取り組むこととなります。今後、中学校への導入を推進し、家庭・地域とともに子どもを中心に据えた協議をすすめます。

②学校給食の充実

丹波市学校給食運営基本計画に基づき、計画的に施設の統廃合や設備の更新を実施し、安全で安定した学校給食事業を実施することができました。また、民間業者が有するノウハウを活用し、より効果的かつ安定的に学校給食事業が実施できるよう、平成 25 年 4 月から順次調理業務の民間委託を実施しました。

食材については、子どもたちに地元で採れた旬の野菜を味わってもらうため、地元生産者と調整しながら、積極的に地場野菜の使用をすすめています。

給食費の収納率は増加していますが、分納誓約不履行等に対しては、法的措置による強制執行を実施し、滞納分の回収強化を図ります。

③安全・安心な教育環境の実現

第 4 次学校施設整備計画により、大規模改造工事（空調整備 2 校、老朽化対策 5 校、トイレ改修 2 校、エレベーター新設 2 校、プール改造 1 校、耐震改修 1 校）を行い、整備計画とは別に学校施設環境改善交付金事業により、中学校 7 校の普通教室等に空調整備工事を行いました。

丹波市通学路安全推進連絡協議会により通学路における安全対策について危険個所の確認・対策について協議を行いました。

今後は、これまでの改築中心から既存施設を有効活用するため、学校施設長寿命化計画を策定し、中長期的な維持管理費等に係るトータルコストの縮減及び戦略的な維持管理・更新計画を実施するためのメンテナンスサイクルを構築する必要があります。

④社会の変化に対応した教育の推進

情報教育研修会等により、教職員の ICT 活用に関する意識を向上させ、効果的な活用について研修を行うことができました。その結果、授業中に ICT を活用して指導できる教員の割合は小学校では 89.5%、中学校は 75.2%となりました。今後、プログラミング教育の実施に向けては、教員の指導力向上を図るとともに、プログラミング教育のカリキュラムや

備品等の充実に努める必要があります。

⑤質の高い教育を支える環境の整備

教員一人一台のパソコンの環境整備により情報資産の共有化を図ることができました。また、コンピュータ教室に小学校児童用タブレットパソコン及び中学校生徒用デスクトップパソコンの整備及び無線 LAN 環境を構築し、ICT 環境を充実することができました。

また、情報セキュリティ対策としてサイバー攻撃対策システムを導入し、安全・安心な学習環境が構築できましたが、さらに情報セキュリティを高めていく必要があります。

⑥学校の適正規模・適正配置の推進

青垣地域の 4 小学校を統合した「青垣小学校」を平成 29 年 4 月に開校することができました。山南地域の 2 中学校の統合場所が決定し、令和 5 年 4 月の開校に向けた具体的な検討体制を整えることができました。

市島地域の 5 小学校の統合について、平成 30 年 3 月に提言書の提出があったものの、すぐに統合協議に入ることができず、フォーラム等を開催し、統合協議の機運を醸成しています。

今後は、国の動向や、まちづくりビジョンとも整合性を図りながら、学校適正規模・適正配置の基本方針を見直す必要があります。

⑦教員が一人ひとりの子どもに向き合う環境づくり

「丹波市立学校業務改善計画」を策定し、夏季休業中に学校閉庁日を設ける等の取組を推進しましたが、超過勤務時間が月 40 時間を超える教職員の割合は小学校で 35%、中学校で 55%になっています。今後、質の高い学校教育を維持発展させるために、教職員の業務の負担軽減を図る必要があります。

⑧子育て支援施策の充実

「丹波市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、効果的な子育て支援施策が展開できました。アフタースクールの対象年齢、長期休業中等の開設時間の拡大、子育てグループ育成のための「みんなで子育て・親育ち活動補助金」による支援など、市民ニーズに沿った事業実施ができました。

子育て世代からは、市の子育て支援施策は一定の水準で評価されているものの、さらに満足度を上げるためには市民ニーズを再確認し、施策に反映する必要があります。また、「丹波市子ども・子育て支援事業計画」が今年度末に終期を迎えることから、第 2 期計画を策定し、来年度からの事業を実施していきます。

⑨要保護児童対策の充実

要保護児童対策地域協議会の構成組織の連携により、各家庭の状況に応じた支援ができました。さらに、日常的に子どもの様子を観察している学校及び認定こども園と十分な連携を図り、虐待の早期発見とその防止につなげる必要があります。

毎年 11 月の児童虐待防止月間で取り組んでいる「心を育む講演会」では、講師との座談会や、他団体との共催事業を実施することにより、子育て世代の参加につなげ、虐待防止の啓発を行っています。今後も、子育てに負担を感じている家庭などが参加しやすい場を設定し、相談につなげるなど取組を強化する必要があります。

⑩教育委員会の機能充実

教育委員会制度の改正により、市長と教育委員会による総合教育会議を開催し、意思疎通や情報共有を図りました。また、教育委員の自主活動として積極的に教育現場の視察を行うことにより実態把握に努めました。また、自己点検・評価の手法を見直し、次年度の施策に反映できるようにし、より PDCA サイクルに沿った施策評価になりました。

さらに、教育委員会の取組を、ホームページや広報紙、フェイスブック等を活用し積極的に情報発信に努めましたが、アクセス数は目標に達しておらず、見やすくわかりやすい構成にするなど工夫が必要です。

第2章 教育を取り巻く社会の変化

(1) 社会情勢の変化

①人口減少と少子高齢化

- ・日本の人口は、平成20年をピークとして減少に転じており、令和12年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上人口が日本の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。
- ・本市においては、平成12年以降減少が顕著になっており、2045年には、44,599人、2060年には34,660人となり、平成27年の人口から46.3%減少すると推計されています。
- ・少子高齢化や都市化の進行に伴って、核家族世帯の増加や子どものいる世帯の割合の低下がすすんでおり、教育分野における影響として、学校規模の縮小や家庭における子育て負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。
- ・こうしたことから、将来の少子化に対応した適切な教育環境の整備や、家庭における教育・子育てへの支援、一人ひとりが社会の担い手として活躍する地域づくり・人づくりが課題となっています。

②予測困難な時代

- ・21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われています。
- ・社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、そうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が必要になっています。

③ICTによる技術革新の進展

- ・令和12年頃には、第4次産業革命とも言われるIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていくSociety5.0（超スマート社会）の到来が予想されています。
- ・技術革新の進展により、今後10年～20年後には日本の労働人口の相当な割合がAIやロボット等に代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、新たな仕事が創出されるとともに、雇用形態が変化し、労働市場の流動

化が一層進展することも予想されています。

- ・ICTの急速な発達により、ICTによる学習の支援や遠隔授業等による新たな教育環境の整備が可能となる一方で、スマートフォンなどの普及に伴い、子どもがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまうなど、子どもの安全が脅かされる事態が生じていることから、情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取組が必要となっています。

④人生100年時代の到来

- ・医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が伸張り人生100年時代の到来が予測されています。今後、長い生涯の中で複数の仕事をもつことや仕事を引退した後にもボランティア等により、地域の課題解決のために活動することなどが、より一般的になると考えられます。
- ・こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識や技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向う力、人間性等の涵養といった資質・能力を身につけることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域の課題解決のための活動につなげていく必要性が一層高まっています。
- ・今後、リカレント教育の強化や、高齢者等の生涯学習の推進、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、幅広く生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することで、個人の学びを地域に活かしていけるような働きかけが求められています。

(2) 子どもを取り巻く環境の変化

①家庭の状況の変化

- ・世帯構造は、三世帯世帯の割合が低下し、ひとり親世帯の割合が上昇傾向にあります。家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要になっています。
- ・世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されています。

②地域の状況の変化

- ・少子化や社会環境の変化の中で、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。このため、世代の異なる人間関係をはぐくんだり、社会の中で習慣や規範意識を身につけることなど、従来なら自然に備わっていた社会性などを身につけることが難しくなってい

ます。

- ・家庭環境の変化や少子化の影響もあり、子ども会などの地域団体の組織率が低下しており、地域の教育力の低下が問題になっています。

③教育上の課題の多様化・複雑化

- ・いじめ、不登校等への対応は、ますます重要な課題となっています。学校・教職員だけにその対応や解決をゆだねるのではなく、多様な専門家や関係機関との連携の下、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が必要になっています。
- ・障がいのある子どもが地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築の推進や被虐待児への対応など、教育機関が対応を求められる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員を適切に支援できる体制づくりが急がれています。
- ・社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子どもの7人に1人が貧困であるといわれる中、国などにおける子どもの貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、すべての子どもの学びを支援し、一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに充実させることが求められています。

(3) 教育政策の動向

①持続可能な開発のための教育（ESD）

- ・発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む平成28年から令和12年までの国際的な目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成されているのが「持続可能な開発目標（SDGs）」です。
- ・教育については「教育がすべてのSDGsの基礎」であり、「すべてのSDGsが教育に期待」しているとも言われており、特にESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17すべての目標の達成に貢献するものです。
- ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（平成28年3月10日決定、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議）では、ESDについて「人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動」と定義されています。

- ・平成 28 年 12 月に発表された中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」には、「持続可能な開発のための教育（ESD）は次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念である」とあります。平成 29 年 3 月に公示された小中学校学習指導要領においては、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても、関連する内容が盛り込まれました。

②学習指導要領の改訂

- ・学習指導要領が約 10 年ぶりに全面改訂され、小中学校では平成 30 年度から移行期間となり、小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度より全面実施となります。これに先立ち、幼児教育・保育については、平成 29 年 3 月に幼保連携型認定こども園教育保育要領等が改訂されました。
- ・今回の改訂では、子どもが主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に活かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要なテーマとなっています。
- ・教育内容においては、小学校における外国語教育の教科化や、道徳の教科化が図られており、こうした新しい課題に対応した取組が求められています。

③学校における働き方改革

- ・社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の資質の向上が不可欠となる一方、教職員の多忙化が深刻な課題となっています。
- ・国においては、平成 31 年 1 月 25 日に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が制定され、勤務時間の上限の目安時間が示されました。今後、ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会に所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定するなど取組を強化する等の要請がされることとなります。

第3章 丹波市の教育のめざす姿（基本構想）

1 基本理念

『ふるさとを愛しこころ豊かでたくましい人づくり』

第2次丹波市総合計画のまちづくり目標の一つである「ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」を教育分野で実現していくため、第1次丹波市教育振興基本計画を策定し、「こころ豊かなたくましい人づくり」を基本理念として、様々な施策や取組を展開してきました。

本市では、この基本理念を継承しつつ、丹波市で生まれ育った子どもたちが、将来どこに住んでいても、どこで活躍していても「ふるさと」をこよなく愛し、夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、こころ豊かにたくましく生き抜く子どもをはぐくむために「ふるさとを愛しこころ豊かでたくましい人づくり」を基本理念に掲げ、教育施策を推進します。

2 基本目標

『地域に誇りを持ち 自分たちの未来を創る 人づくり

～ 一人ひとりが未来の創り手に ～』

次期学習指導要領では、全体の基本となる理念として、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示されました。この「社会」には、“未来社会”という側面と“地域社会”という側面の2つがあると考えます。“未来社会”という側面では、人工知能（AI）の飛躍的進化などの社会の構造的な変化の中で、教育が社会をリードすることが求められます。具体的には、AIでは代替できない力やAIを使いこなす力を身につけさせる必要があります。そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む必要があります。また、“地域社会”という側面では、子どもたちの成長や人間形成は、学校だけではなく家庭や地域社会との連携の中ではぐくまれるものであることから、学校・家庭・地域の理念を共有し、協働することが重要になります。そこで今後は、「地域とともにある学校」へと転換を図る必要があります。このように「社会に開かれた教育課程」は、未来社会を展望しつつ社会とのつながりを強く意識した教育課程を求めていると言えます。このことから、教育課程を介して目標を学校と社会が共有するこ

と、子どもたちの育成すべき資質・能力を明確にすること、地域の人的・物的資源の活用などを社会と共有し、社会とつなぎ目のないつながりを創ることです。また、子どもたちが社会人として生きる時代は、予測困難な時代だと言われています。予測困難な時代を生き抜くために今求められているのは、「主体的・対話的で深い学び」です。この3つの学びが求められるのは、予測困難な時代だからこそ、どのような課題に遭遇しても決してあきらめることなく、多様な人とかかわり、コミュニケーションを取りながらよりよい解決策を見出す力をはぐくむ必要があるからです。

そこで、「地域に誇りを持ち、自分たちの未来を創る人づくり ～一人ひとりが未来の創り手に～」を基本目標に、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手になれる力を身につけ、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるように、障がいの有無、経済的状況、生まれた環境にかかわらず、学ぶ喜びや楽しさを誰もが実感できる教育、一人も見捨てない教育を展開し、「学び続ける力」「新しい価値を創造する力」「社会で自立できる力」の3つの資質・能力を育成し、子どもたちが、「わたしにもできる わたしだからできる」と、夢や希望を抱く子どもをはぐくみます。

この3つの資質・能力を育成し、基本目標を達成するために以下の3つの基本方針を定めます。

3つの基本方針

- (1) 生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2) 生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
- (3) 学びを支える環境の整備

3 基本方針

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の推進

次期学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という考え方が示されました。その実現に向けて、学校と地域・保護者が子どもに関わる当事者として、これまで以上に目標やビジョンを共有し、地域の人的・物的資源を有効に活用するなかで、次世代を生き抜く子どもたちに必要な力をはぐくんでいくことが求められています。そこで、これまでの「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと転換し、地域に誇りを持ち自分たちの未来を創る人づくりを推進します。

子どもたちが社会人として生きる時代は、予測困難で正解がない時代と言われており、自律した児童生徒の育成が必要になっています。そのために「主体的・

対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、プログラミング的思考の育成、外国語に触れる機会の充実を図っていきます。

すべての子どもたちが、健やかな人間関係づくりや仲間との絆づくりを通して誰もが安心して学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。また、子どもたち一人ひとりが、いじめを許さない強い気持ちを持ち、主体的に解決しようとする態度をはぐくむとともに、地域住民を巻き込んだ市民運動を展開します。

丹波市の豊かな自然環境をはじめとしたフィールドを活かし、ふるさとの「ひと」「もの」「こと」にふれる機会の充実や、特別な支援を要する子どもたちが、切れ目なく一貫した相談・支援が受けられるなどの一人ひとりのニーズに応じた教育を推進します。

幼児教育・保育では、市内すべての地域で認定こども園による教育・保育を実施していく上で、高い専門性と指導力のある保育士・保育教諭を育成するとともに、小学校との円滑な接続を図っていきます。

（２）生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題や急速な社会環境の変化と向き合いながら、持続可能なまちづくりをすすめるためには、市民が主体的に学び、学んだ知識や技術等を還元していく「知識循環型生涯学習」の実現に向けた施策の展開や体制の構築が必要です。そこで、多くの市民が学びに参加できるきっかけづくり、NPO法人、市民活動団体など多様な主体との連携・協働、まちづくりや「地域とともにある学校づくり」を主導できる人材を育成します。

家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、地域の多様な主体が連携・協力して、親子の育ちを応援したり、親と子、親同士が学びあい、分かち合ったり、つながり合う家庭教育支援に取り組み、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

美術館、文化ホール事業等を通じて、文化芸術に親しむところ豊かな市民生活が送れるよう文化芸術活動の充実に取り組みます。

図書館については、市民の身近な「情報拠点」として、多様なサービスを提供し市民が集い、人の交流により地域づくりに貢献ができる場所としての図書館をめざします。

家庭や地域、職場などあらゆる場における人権教育を推進するとともに、市民の主体的な人権学習を支援し、すべての事業において人権尊重の視点に立った、豊かな人権文化を創造します。

（３）学びを支える環境の整備

子どもたちの成長や人間形成は、学校だけでなく家庭や地域社会との連携の中ではぐくまれるものであり、学校・家庭・地域が協働し「地域とともにある学校づくり」を推進する必要があります。そこで有効なツールであるコミュニティ・スクー

ルを全小学校に導入し、熟議や協働を通して、学校・家庭・地域それぞれが子どもの成長に直接関わる当事者としての責任と自覚をもち、子どもをはぐくむ教育を展開します。

学校給食については、平成 29 年度に第 2 次丹波市学校給食運営基本計画を策定し、計画に沿って安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、将来を見据えた給食施設のあり方を検討します。また、地場農産物を利用した食育推進に努め、「丹波市学校給食用農産物生産者連絡協議会」等と連携を図りながら、安全・安心な農産物の使用割合を高めます。

各学校において、管理職のリーダーシップのもと、教職員全員が協力・協働して様々な教育課題に組織的かつ機動的に対応できる体制の確立、キャリアステージに応じた研修体系をもとに教職員一人ひとりの資質能力の向上をめざし、教師力スキルアップセミナーや、様々な教育課題に対応するため教育研究室に部会を設置するなど計画的に取組を推進します。

子どもたちの学びの環境を下支えする教育委員会の機能充実を図るため、市長及び教育委員会による総合教育会議の開催、学校現場や関係機関との意見交換による実態把握に努めるとともに、教育委員会の各施策について自己点検・評価を行い、PDCA サイクルによる効率的な教育行政を推進します。また、教育委員会の活動を広く理解いただくため、ホームページ、広報紙、フェイスブック等により、タイムリーで分かりやすい情報発信を行います。

画像等を挿入予定です。

基本理念

『ふるさとを愛しこころ豊かでたくましい人づくり』

基本目標

基本方針

施策

地域に誇りを持ち 自分たちの未来を創る
一人ひとりが未来の創り手に
人づくり

生きる力をはぐくむ学校教育の推進

次世代を生きぬく学力の育成

豊かなこころの育成

健やかな体の育成

丹波市のフィールドを活かした教育の推進

幼児教育・保育の推進

一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

人権教育の推進

生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進

家庭教育の充実

地域の将来を担う人づくり

学びの成果を活かせる社会教育

文化芸術に親しむこころ豊かな市民生活の醸成

暮らしにとけこむ図書館づくり

歴史文化遺産の保存・活用と継承

豊かな人権文化を創造する人権教育

学びを支える環境の整備

地域とともにある学校づくりの推進

教職員の資質・能力及び学校の組織力の向上

学校給食の充実

安全・安心な学習環境の整備・充実

学校の適正規模・適正配置

教育委員活動の活性化

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
施策 1－（１）	次世代を生きぬく学力の育成

1. 施策の概要

複雑で予測困難な社会の変化を見据え、自ら問題を発見し、既存の知識や技能を活用して問題解決を図るとともに、自らの学びを振り返り、新たな問題を見いだそうとする主体的な学びや多様な人々との協働を通じて課題解決につなげる価値観や行動を生み出すことができる学び、生活・人生を豊かなものにしていくための人間としての感性をはぐくむことができる学びを推進します。

ICT の発達やグローバル化の進展に伴い様々な分野で国際化・情報化がすすむ中で、能動的にコミュニケーションをとり、積極的に課題に立ち向かっていく力を養うために、教科横断的な情報活用能力の育成と幼児期から小中学校まで学びの連続性を意識した外国語教育の充実に取り組みます。

2. 取組項目

取組項目①	未知の課題に対応する力を養う主体的・対話的で深い学びの充実
①主体的・対話的で深い学びを実現する指導方法の工夫改善	全国学力・学習状況調査や丹波市学習定着度調査の結果を分析・活用して、基盤的な学力を確実に定着させるとともに、これからの時代に求められる資質・能力（生きて働く知識技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力・人間性等）をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
②一人ひとりの学習意欲を向上させる取組の推進	児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るとともに、地域住民、教員 OB 等による学習支援をすすめます。
③言語能力を高め、人生を豊かにしようとする読書活動の推進	豊かな言語能力や基礎的な読解力の育成につなげる読書活動を推進します。

取組項目②	学び続ける力を養うための新たな学びの創造
①未来社会で求められる基礎的・汎用的能力をはぐくむ取組の推進	これから先の様々な社会変化と積極的に向き合い、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造していくための汎用的能力、非認知能力の育成に取り組みます。
②ICT を利活用したプログラミング的思考の形成を含む情報活用能力の育成	児童生徒の発達段階に応じて、ICT 機器の利活用や情報モラル等を系統的に育成することができるようにするとともに、将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考の育成に取り組みます。

取組項目③	人とつながり、コミュニケーション能力を高める外国語教育の推進
①中学校における実践的な外国語指導の充実	自己の能力に応じて、自らの英語力を伸ばしていこうとする意欲を高めるとともに、英語を通じて多様な人と主体的に関わり、コミュニケーションを図ろうとする資質・能力の育成に取り組みます。
②小学校外国語・外国語活動の充実	外国の文化にふれ、豊かなコミュニケーション能力の素地をはぐくむ外国語教育の充実に取り組みます。
③幼児期における外国語活動の支援	これからのグローバル化を見据え、幼児期からの外国語や日本以外の国・文化に対する興味関心を高め、外国の人と積極的にふれあい、交流する機会を確保するために、認定こども園と連携した ALT の派遣を推進します。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)		目標値 (R6)	
1	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合	小学校	76.3%	小学校	81.3%
		中学校	71.6%	中学校	81.6%
2	プログラミング教育を指導できる教員の割合	小学校	15.1%	小学校	100%
		中学校技術教員	—	中学校	100%
3	英語検定 3 級相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合		37.4%		50.0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
---------------	-------------------------

施策 1－（２）	豊かなこころの育成
-----------------	------------------

1. 施策の概要

子どもたちを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもたちが健やかな人間関係づくりや仲間との絆づくりを通して、安心して学び、自他の生命の尊重、自己肯定感、自己有用感、人間関係を築く力を高められるような居場所づくりをすすめます。不登校や問題行動、いじめ問題においては、学校・家庭・地域や関係機関が連携協力し、未然防止や早期発見、早期対応に向けた指導体制及び教育相談体制の充実を図ります。また、教育活動全体を通じた道徳教育を推進することで、人間としてよりよく生きるための道徳性の育成を図ります。

2. 取組項目

取組項目①	児童生徒が安心して学べる居場所づくり
①安心して学べる学級・学校づくりの推進	教師と児童生徒や児童生徒同士が、学校生活を通して信頼関係を築き、人とのつながりや絆をはぐくむことで、安心して学べる学級・学校づくりをすすめます。
②学校・地域協働ですすめるいじめを許さない意識の醸成	いじめの傍観者にならないための取組を充実させるとともに、教職員、保護者、地域住民が一体となり市民全体でいじめ・暴力をなくそうとする意識の醸成を図ります。
③不登校や問題行動等に対する相談・支援の充実	児童生徒や保護者、教職員が、不登校やいじめ、子育て、児童生徒の指導等、様々な内容について同じ場所に対応できるように相談・支援活動の充実を図ります。

取組項目②	豊かな人間性、社会性をはぐくむ指導の充実
①道徳教育の充実	「特別の教科 道徳」についての理解を深めるとともに、児童生徒が他者や自己との対話により考えを深める道徳教育を推進し道徳性を養います。
②情報モラル教育の充実	SNS の利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進します。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	いじめのあったときに「誰にも相談しない」と回答する児童生徒の割合（1年間の平均値）	6.0%	3.0%未満
2	情報モラルに関する授業を受けた児童生徒の割合	小学校 91.5% 中学校 97.3%	小学校 100% 中学校 100%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
--------	------------------

施策 1－（3）	健やかな体の育成
----------	----------

1. 施策の概要

生活環境が急激に変化する社会において、健康で活力ある生活を送ることができるよう、生涯にわたって運動に親しむことができる資質・能力をはぐくみます。また、食に対する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図るとともに、心身の健康課題を解決するため、家庭や専門機関との連携による健康教育を推進します。さらに、自他の生命を大切にし、主体的に行動する態度や共生の心を培うことができるよう、地域と連携した防災・安全教育の充実に取り組みます。

2. 取組項目

取組項目①	体力向上の取組の推進
-------	------------

①運動やスポーツに親しみ体力向上を図る態度の育成

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を踏まえ、体力・運動能力の向上を図る取組を推進するとともに、運動やスポーツに親しむ機会を充実し、主体的・継続的に運動する意欲や態度を育成します。

取組項目②	食育・健康教育の推進
-------	------------

①食に関する指導の充実

自らの健康を適切に管理し改善できる能力をはぐくむことができるよう、家庭・地域と連携しながら学校教育活動全体で行う食育を推進します。

②健康課題に対応した教育の推進

生涯にわたって健康の保持増進の重要性に関する意識の涵養を図ります。

取組項目③	防災・安全教育の推進
-------	------------

①危機に適切に対応する力の育成

学校防災体制の充実に図るとともに、災害に対する正しい知識や自らの命を守る適切な判断力、助け合いやボランティア精神等、共生の心をはぐくむことができるよう地域と連携した防災・安全教育を推進します。

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の基礎的運動要因 8 項目のうち、課題のある 4 項目において全国平均を上回る項目数	小学男子 0 項目 小学女子 0 項目 中学男子 1 項目 中学女子 1 項目	小学男子 4 項目 小学女子 4 項目 中学男子 4 項目 中学女子 4 項目
2	朝食を毎日食べる児童生徒の割合	93.4%	100%
3	地域と連携した防災訓練の実施率	90.0%	100%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
--------	------------------

施策 1－（４）	丹波市のフィールドを活かした教育の推進
----------	---------------------

1. 施策の概要

本市には貴重な自然環境や歴史・文化等に関する資源が多数あります。これらの資源を洗い出し、丹波市全体をフィールドとして教育活動に活かしていくことで、地域に誇りを持つ子どもをはぐくみます。

その上で、児童生徒が地域に愛着と誇りを持ち、地域と主体的にかかわっていくために、地域の人々との自然体験、社会体験等を通して、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤をはぐくむとともにふるさと意識の醸成を促す教育を推進します。

また、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく生きるための基盤である「基礎的・汎用的能力」の育成に向けた教育を継続して系統的に推進します。

2. 取組項目

取組項目①	地域の教育資源を活用したふるさと意識の醸成
①ふるさと丹波を愛し、地域に誇りを持てる教育の推進	伝統的・文化的行事の体験等を通して、地域の自然や伝統に対する理解を深めることにより、ふるさと意識の醸成を図ります。
②丹波竜を活用したふるさと教育の推進	丹波市の地域資源である丹波竜について、学び、ふれることを通して、自分のふるさとを愛し、誇りを持つ心をはぐくみます。
③氷上回廊水分れフィールドミュージアムの活用	本州の中央分水界で一番低い場所としての地理的成り立ち、水分れの稀少性等を活かした学習を推進します。

取組項目②	社会的自立に向けたキャリア形成の支援
①社会的自立に必要な態度や能力の育成	児童生徒一人ひとりが社会とのつながりを感じ、社会の一員としての自覚を促すとともに、将来を見据えて自らが主体的に判断して目標に向かって努力する態度や能力を養います。

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	地域や社会で起こっている出来事に関心がある児童生徒の割合	60.7%	70.7%
2	キャリアノートを活用するとともに、地域貢献活動を実施した小学校の割合	—	100%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
施策 1－（５）	幼児教育・保育の推進

1. 施策の概要

乳幼児期は、情緒的な絆を基盤として生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、丹波市では、認定こども園が発達や学びの連続性を見据え、家庭と連携を図りながらその役割を果たします。乳幼児期の自発的な遊びが心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮し、認定こども園における乳幼児期の教育・保育の質の向上に向け支援します。

また、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期に総合的にはぐくまれた資質・能力を小学校の教科等の学びに円滑に接続するための取組を推進します。

2. 取組項目

取組項目①	幼児教育・保育の質の向上
①自立と協同の態度を培う乳幼児期の教育・保育の推進 園児が生活や遊びといった直接的・具体的な体験を重ね、主体的に自己を発揮することにより自立と協同の態度を培う乳幼児期の教育・保育を推進します。そのために各種研修会を開催し、保育教諭の専門性や実践的指導力の向上を図ります。 ②認定こども園における園内研修の充実 幼児理解を深めるとともに、同僚性を高める保育カンファレンスの充実やリーダー的職員の育成を支援する取組を推進します。	

取組項目②	幼児教育と小学校教育の円滑な接続
①幼児期から児童期への学びのつながりを見通した保育の充実 「丹波市アプローチプログラム・スタートカリキュラム」や兵庫県教育委員会「指導の手引き～幼児期と児童期の学びの接続の推進に向けて～」を活用し、教育内容や指導方法の工夫改善を図ります。 ②認定こども園と小学校との連携による学びの接続 子どもたちの育ちや学びの連続性を確保するため、幼児と児童の交流、保育や授業の相互参観及び合同研修など、認定こども園と小学校の互惠性のある連携を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点に、学びの円滑な接続を図ります。	

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	研修で学んだことを活かして保育の工夫・改善を行うことができたと答えた保育教諭の割合	—	100%
2	認定こども園のアプローチプログラムの作成	1 園	13 園

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
---------------	-------------------------

施策 1－（６）	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
-----------------	---------------------------

1. 施策の概要

すべての児童生徒が、障がいの有無に関わらず、特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一貫性のある支援体制を構築するとともに、教職員の指導力の向上を図り、一人ひとりが夢や希望を持って自立や社会参加に向かう教育に取り組みます。

また、特別支援及び不登校、日本語能力等の多様な教育的ニーズを必要とする児童生徒へ丁寧に対応し、一人ひとりに応じた多様で柔軟な教育を推進します。

2. 取組項目

取組項目①	特別支援教育の推進
--------------	------------------

①支援体制の整備充実

障がいのある児童生徒が、就学前から卒業後も切れ目なく一貫した指導や支援を受けられるよう、家庭と教育、医療、福祉、就労等の関係機関との連携を深めます（横の連携）。また、すべての児童生徒が学びの過程において感じる困難さに対応するため、アセスメントに基づく個別の教育支援計画や指導計画等の活用と引き継ぎを行うとともに、合理的配慮を踏まえた学びの提供を図ります（縦の連携）。

②教職員の専門性の向上

すべての学校や学級には、障がいのある児童生徒がいる可能性があることを全教職員が共通認識し、教員研修等を通じた学びの継続により指導力の向上を図ります。

取組項目②	不登校等、教育的支援が必要な子どもの学びの充実
--------------	--------------------------------

①支援体制の整備

支援が必要な児童生徒に丁寧に関わり、特別支援教育の視点を活かした適切な指導や支援・人員の配置・相談活動等、支援体制の整備を推進します。

②学習機会の保障

児童生徒の状況にあわせ、学校以外の場での学習等に対する支援や、多様なニーズに応じた指導に取り組みます。

取組項目③	多文化共生社会の実現をめざす教育の推進
--------------	----------------------------

①多様な人々と共生する態度の育成

外国人及び様々な人々に係る特性について理解し、児童生徒が互いに支え合い、ともに伸びようとする態度を育成します。

日本語指導が必要な児童生徒に基本的な日本語力を身につけさせ、学校生活への適応を促す支援の提供を図ります。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	「学校の教員は、特別支援教育について理解し、授業の中で、児童生徒の特性に応じた指導上の工夫をよく行った」と答えた学校の割合（小中の平均）	65.3%	80.0%
2	適応指導教室や別室登校等で、ICT を活用して個別学習を実施した学校の割合	—	100%
3	「多文化理解交流 Day」に参加した児童生徒の交流に関する満足度	—	80.0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 1	生きる力をはぐくむ学校教育の推進
施策 1－（７）	人権教育の推進

1. 施策の概要

すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置づけ、互いを認め合い、共に生きる共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の育成を図ります。

また、SNS やインターネットによる人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性的マイノリティ等の人権課題は複雑化・多様化していることから、様々な人権課題についての理解を深め、指導力の向上を図るとともに、自ら考え、正しく理解し、課題を解消しようとする態度や実践力を育成します。

2. 取組項目

取組項目①	差別や偏見、いじめを許さない意識や実践力の育成
①人権尊重の精神の涵養 同和教育を人権教育の重要な柱と捉え、人権に関する知的理解や人権感覚を育成し、自己実現と「共に生きる共生社会」の構築に向けて、主体的、実践的行動力を高めます。	
②人権意識の高揚と指導力の向上 教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を十分に身につけるとともに、児童生徒の人権を尊重した教育の充実に向けた研修を実施します。また人権資料を活用し、指導内容の充実や指導方法の工夫改善を図ります。	

取組項目②	新たな課題に対応する人権教育の推進
①新たな課題に対応した人権教育の推進 SNS やインターネットによる人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性的マイノリティ等の人権にかかわる課題に対する理解を促進し、男女の平等や相互理解・協力・共同を基盤に、一人ひとりの個性や能力を活かす教育を推進します。	

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う児童生徒の割合	97.7%	100%
2	中学3年間で、デートDVの授業により、学習した生徒の割合	—	100%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
--------	-----------------------

施策 2 - (1)	家庭教育の充実
------------	---------

1. 施策の概要

家庭は子どもにとって心安らぎ、親子のスキンシップが図れる場であり、他者への思いやりやコミュニケーション力などの豊かな情操、善悪の倫理観など、子どもの人格を形成する上で重要な役割を果たします。この家庭における教育力の向上を図るため、学習機会の提供や家庭で健全に子どもをはぐくむ環境の充実などに取り組み、保護者の主体的な「学び」と「育ち」を支援します。

2. 取組項目

取組項目①	家庭教育の学習機会と情報の提供
①	子育て学習センター等と連携し、子育て中の保護者に対する研修や相談を行い、子育てに対する不安や悩みを解消するとともに子育ての実践力を高めます。
②	子どもたちが安心して活力ある生活を送ることができるよう、食事、睡眠、学習、読書、運動等、基本的な生活・学習習慣の確立や家庭教育の大切さ等に関する情報を、関係部署と連携して提供し、家庭での取組を推進します。

取組項目②	地域ぐるみの家庭教育の意識の向上
①	コミュニティ・スクールの熟議の場等において、小中学生の保護者のみならず、地域住民も対象として、子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域の役割を議論する中で、地域全体で家庭教育についての意識向上を図ります。
②	PTCA 活動を支援することにより、地域の子育てや子どもの安全・安心の確保等、地域ぐるみの教育支援活動を充実します。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	朝食を毎日食べる児童生徒の割合	93.4%	100%
2	子育てを地域みんなで協力し、支えていると思う市民の割合	46.7%	80.0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
--------	-----------------------

施策 2 - (2)	地域の将来を担う人づくり
------------	--------------

1. 施策の概要

地域の将来を担う子どもたちが、豊かな人間性や規範意識・社会性などを身につけるため、地域と学校が協働し、自然体験やスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などに積極的に取り組むことのできる環境を整備します。

また、地域の子どもの成長を支える活動に参画する大人を増やしていきます。

2. 取組項目

取組項目①	子どもたちの成長を支える体制づくり
①子どもの成長を支える活動に参画する大人の機運づくり	子どもたちが地域において、文化活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域の大人たちと関わりを持つことは、人口減少がすすむ中、子どもの健やかな成長と地域の活性化をもたらすことから、コミュニティ・スクールなど子どもの成長を支える活動に参加する大人を増やす取組をすすめます。

取組項目②	子どものスポーツ機会の拡大による健全な心身の育成
①地域のスポーツリーダー・指導者の育成	校区単位で活動を展開している「スポーツクラブ 21 ひょうご」や「体育振興会」などの地域スポーツ活動を活性化し、健全なスポーツ環境づくりを担うスポーツリーダーの発掘と育成を支援します。
②少年少女スポーツ団体の環境向上	学校施設を地域交流の拠点、地域スポーツの場として有効活用するため、学校開放事業により、少年少女スポーツ団体の運営支援を行い、活動の活性化を図ります。 また、子どもの発達段階に応じた適切な指導を行うことができる指導者の育成支援を図ります。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	1年間に、子どもの教育・育成に関する活動へ参画した割合	12.7%	20.0%
2	少年少女スポーツの指導者が指導者資質向上を目的とした研修会へ参加した割合	32.6%	50.0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
--------	-----------------------

施策 2 - (3)	学びの成果を活かせる社会教育
------------	----------------

1. 施策の概要

人口減少や高齢化をはじめとする多様な課題や、急速な社会経済環境の変化に対応するため、市民が自らのニーズに基づき、学んだ成果を社会に還元するとともに活動の中で生まれた課題を解決するために新たな「知識」を獲得する学びへと戻る「知識循環型生涯学習」を推進します。

2. 取組項目

取組項目①	年代に応じた様々な学習機会の提供
-------	------------------

①地域づくりにつながる成人教育

社会的課題や地域課題に対して、地域住民一人ひとりが地域の担い手となって力を発揮する人材を育成するために、地域の活性化や地域力の向上など現状の課題解決につながるテーマを内容とした学習機会を提供します。

②高齢者の主体的な学習活動の推進

人生 100 年時代を迎えるにあたり、高齢者が持っている豊かな人生経験やノウハウを地域づくりに活かすことは有効です。高齢者が身近な必要課題や地域課題をテーマとし主体的に学ぶことのできる機会を提供します。

取組項目②	地域主体の学習の場づくり
-------	--------------

①自治公民館活動による地域課題の解決

地域住民にとって最も身近な生涯学習施設である自治公民館を活用した自治公民館活動の振興と充実を図るため、人権意識や地域コミュニティを高める活動に主体的に取り組む自治公民館を支援します。

②地域高齢者学級の自主運営への支援

高齢期の生きがいづくりや仲間づくりを目的とした高齢者団体が、自主的かつ継続的に活動できるように相談・支援機能を充実させます。

取組項目③	市民による公益活動への支援
-------	---------------

①市民による公益活動への支援

市民活動支援センターにおいて、市民活動団体や地域づくり団体の活動情報やイベント情報、活動する際に必要な補助金情報などの発信やまちづくりに関する講座や研修会、交流会の開催、補助金の交付など、市民が主体となった地域づくり活動や市民活動を支援します。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	1年以内に生涯学習を行った市民の割合	56.0%	70.0%
2	学びの活動で身につけた知識や技能を生かしたいと思う市民の割合	34.2%	40.0%
3	市民活動を行いやすい環境が整備され、支援体制が整っていると思う市民の割合	34.9%	40.0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
--------	-----------------------

施策 2 - (4)	文化芸術に親しむところ豊かな市民生活の醸成
------------	-----------------------

1. 施策の概要

より多くの市民が文化芸術を享受し、心豊かに生きるためには、市民が主体となり、本市ならではの文化芸術を守り、育て、活かしていくことが必要となります。

本市においては、魅力ある美術館の展覧会開催や、文化ホールにおける人をひきつける事業展開、特色ある丹波市展の企画など、多様なライフスタイルの中で文化芸術に親しめる環境づくりを推進します。

2. 取組項目

取組項目①	美術館事業の充実
①総合芸術の館として地域性や特色ある館蔵作品を活かしつつ、集客にも配慮しながら当該館ならではの個性的な展覧会をめざすとともに、学校教育・社会教育という面で学校や関連団体と連携を図りながら、生涯学習施設としての活用を含めた事業内容の充実を図ります。	

取組項目②	文化ホール事業の充実
①観客増に向け、市民アンケートやホール事業推進会議の意見を聞きながら、市民ニーズにあった魅力あるホール事業を展開します。	
②幼少期から舞台芸術に触れる環境を整備し、舞台芸術が身近なものであることを啓発する体験事業をさらに充実します。	

取組項目③	市展開催事業の拡充
①丹波アートコンペティション（丹波市展）として拡充開催することで、丹波市を広くPRし、文化芸術活動を推進します。	

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	美術館への入館者数	18,369 人	24,000 人
2	文化ホール事業の来館者数	21,414 人	28,000 人
3	丹波アートコンペティションの作品応募数（市民のみ）	143 点	170 点

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び・活躍できる生涯学習の推進
--------	-----------------------

施策 2 - (5)	暮らしにとけこむ図書館づくり
------------	----------------

1. 施策の概要

市民の身近な「情報拠点」として、多様なサービスを提供し市民が集い、人の交流により地域づくりに貢献ができる場所としての図書館をめざします。

図書館サポーターや読み聞かせボランティアと協働し、人が集う場所としての図書館をめざします。

子どもたちの読書を推進するため、サポーター、ボランティア、学校・認定こども園と協働した取組を行い、子どもの読書活動を推進します。

2. 取組項目

取組項目①	多様な図書館サービスの提供
①近隣市町と連携した広域貸出サービスにより市外の図書館の有効活用を推進するとともに、広域連携で取り組む合同事業の実施により多様なサービスを提供します。 ②市民の生涯学習や生活や仕事、地域の課題を解決するための支援機能を充実させ、身近な情報拠点として地域に役立つ図書館をめざします。 ③多様なサービスを提供する手段として、電子図書、課題解決支援のためのツールの導入について検討します。	

取組項目②	市民協働による図書館運営の推進
①図書館サポーターや読み聞かせボランティアグループで活動できる市民を養成し、市民と協働した市民目線による図書館運営を推進します。 ②サポーターやボランティアと協働しながら、市民が集う親しみのある図書館をめざします。	

取組項目③	子どもの読書活動の推進
①子どもたちがあらゆる場所や機会を読書に親しめる環境を整備します。また、子どもたちが読書に親しむために支援を行う図書館サポーターやボランティアを育成します。 ②サポーターやボランティア、学校・園と連携を行い、読書活動の環境整備や協働した取組により子どもの読書活動を推進します。 ③子ども司書認定制度により子どもたちの読書活動のリーダーを育成し、周りの子どもたちに読書の楽しさを伝える活動を継続します。	

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	図書館登録者のうち当該年度に図書館資料を借受けた登録者の数 (有効登録者数)	8,634 人	8,700 人
2	図書館サポーターの活動実績人数	211 人	300 人
3	児童図書の貸出総冊数	177,867 冊	180,000 冊

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
--------	-----------------------

施策 2－（6）	歴史文化遺産の保存・活用と継承
----------	-----------------

1. 施策の概要

歴史文化とは、文化財を守り支えていく多くの人々の活動をはじめとする様々な要素が一体となって継承されてきたもので地域の魅力そのものです。市内にはこれらの貴重な歴史文化遺産が多く存在しており、将来にわたり保存していくための活動を支援するとともに、歴史文化遺産を通じたふるさと意識の醸成に努めます。

2. 取組項目

取組項目①	市内の歴史・文化遺産の調査と活用
①文化財の保存と活用を目的にした丹波市文化財保存活用地域計画の策定に向けて、必要となる歴史資料の調査をすすめます。 ②実施した歴史調査の結果を報告する歴史講座を開催し、市民の関心を高めます。 ③開発行為等に伴い滅失する埋蔵文化財については、確認調査を経て、その記録を保存する報告書を刊行します。	

取組項目②	指定文化財の保護
①黒井城跡整備基本計画に基づく調査・整備を計画的にすすめていきます。 ②指定文化財の修復や民俗芸能等の活動に対し、補助事業による支援を行います。	

取組項目③	歴史民俗資料館等の充実
①水分れ資料館の展示を新たに氷上回廊をテーマにした展示にリニューアルし、氷上回廊水分れフィールドミュージアムと称して、利用者の増加をめざします。 ②市内の歴史文化等を学習する施設として、特別展を開催するとともに積極的に校外学習を受け入れ、ふるさと意識の醸成に寄与します。 ③丹波市生涯学習施設整備方針等に基づき、歴史民俗資料館の整理統合に向けたあり方を整理します。	

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	1年以内に地域の伝統芸能や伝統行事へ参加した、また鑑賞したことのある市民の割合	51.9%	57.0%
2	指定文化財保存整備等の補助事業数	14 事業	20 事業
3	水分れ資料館〔氷上回廊水分れフィールドミュージアム〕の入館者数（事業参加者数を含む）	2,035 人	30,000 人

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 2	生涯を通じて学び、活躍できる生涯学習の推進
---------------	------------------------------

施策 2 - (7)	豊かな人権文化を創造する人権教育
-------------------	-------------------------

1. 施策の概要

すべての人の人権が尊重された社会を築くためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、人権尊重の意識を身につけ、日常生活のあらゆる場において、人権課題を自分のこととして捉え、具体的な行動や取組を行うことが必要です。

このため、家庭や地域、職場などあらゆる場において、同和問題、女性、子ども・若者、高齢者、障がいのある人など様々な人権課題の解決に向けた人権教育を推進するとともに、市民の主体的な人権学習を支援します。

2. 取組項目

取組項目①	市民主体の住民人権学習の推進
①学習情報、教材などの提供による住民人権学習の支援	住民人権学習会がより充実したものとなるよう学習情報や教材の提供、助言などにより支援します。
②住民人権学習推進員研修会などの開催	住民人権学習推進員及び支援者を対象に研修会を開催し、DVD を活用した学習の進め方や資料・情報提供などを行います。
③住民人権学習会への職員の参画	自治会からの依頼に応じて、住民人権学習支援者が住民人権学習会に参画し、知識と経験を活かして、学習会の支援を行います。

取組項目②	地域・学校における人権学習の推進
①学校と地域の連携による人権学習の推進	地域の人権課題の解決や人権意識の高揚を図るため、市内各中学校区を対象とした地域人権教育事業を実施します。
②中学校人権学習交流集会の開催	市内の中学生が一堂に会して他校生と交流し、人権についての学習を深め、人権意識の高揚を図るため、中学校人権学習交流集会を開催します。

取組項目③	職場などにおける人権学習の推進
①講師の紹介、派遣などによる人権学習の支援	人権が尊重され働きやすい職場環境づくりを推進するため、企業・事業所の自主的な人権学習に講師の紹介・派遣を行います。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	住民人権学習の実施率	92.0%	100%
2	地域人権教育事業に参加した生徒数	302 人	400 人
3	企業・事業所の人権学習への講師紹介・派遣件数	0 件	5 件

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 3	学びを支える環境の整備
--------	-------------

施策 3 - (1)	地域とともにある学校づくりの推進
------------	------------------

1. 施策の概要

少子高齢化や地域社会のつながりの希薄化等がすすむ中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しています。これからは、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちをはぐくんでいくことが重要です。そのための有効なツールとして、学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域の人たちが当事者意識を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」をすすめます。

2. 取組項目

取組項目①	コミュニティ・スクールの充実及び導入促進
①学校運営協議会制度による取組の充実	お互いが当事者意識を持って連携・協働する仕組みをつくるために、確かな PDCA サイクルを確立し取組の充実を図ります。
②中学校区への学校運営協議会制度の導入促進	地域の実情に合わせ、すべての中学校区へ学校運営協議会制度の導入をすすめ、全小中学校において「地域とともにある学校づくり」を推進します。

取組項目②	地域学校協働活動推進員の人材発掘と配置
①学校と地域をつなぐ人材の発掘と連携・協働体制の構築	学校運営協議会と地域活動・市民活動をつなぐ地域学校協働活動推進員となる人材を発掘し、効果的に配置することにより、学校・家庭・地域の組織的な連携・協働体制の構築を図ります。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	コミュニティ・スクールを導入している中学校の割合	14.3%	100%
2	地域の人々が学校と連携・協働して子どもの成長を支えていると思う市民の割合	—	80.0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 3	学びを支える環境の整備
--------	-------------

施策 3－（２）	教職員の資質・能力及び学校の組織力の向上
----------	----------------------

1. 施策の概要

急速に進むグローバル化や情報化の中、子ども、保護者、地域から信頼される学校をめざして、教職員一人ひとりの能力を向上し、組織的かつ機動的に対応する体制づくりに取り組みます。

学校現場を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の職務は多岐にわたり、時間的・精神的負担が増大しています。このような中、「丹波市立学校業務改善計画」及び「教職員の勤務時間適正化プラン」「教職員の勤務時間の適正化先進事例集(GPH50)」を活かした業務改善の取組をすすめます。また、コミュニティ・スクールの仕組みを充実させる中で、働き方改革について、保護者や地域の理解促進を図り、学校が担う役割の整理と削減をすすめます。

2. 取組項目

取組項目①	一人ひとりの資質・能力の向上
①教職員のライフステージに応じた研修の充実 様々な教育課題に適切に対応し、質の高い教育を実現するため、教職員のライフステージに応じた研修体系に基づき、一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。	

取組項目②	学校の組織力の向上
①管理職の組織マネジメント力の強化とミドルリーダーの育成 地域に信頼される学校づくりをすすめるため、管理職のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの力を組織的かつ機動的に活かしていく協働体制を確立します。	

取組項目③	働き方改革の推進
①働き方改革による教職員のワーク・ライフ・バランスの確立 教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教職員の人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行える環境を整えます。さらに、働き方を改善することで教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。	

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	授業中に ICT を活用して指導できる教員の割合	84.5%	100%
2	管理職研修の内容が、組織力向上に活かせると回答した割合	—	90.0%
3	月に 45 時間以上超過勤務を行う教職員の割合	34.3%	0%

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 3	学びを支える環境の整備
施策 3－（3）	学校給食の充実

1. 施策の概要

成長期にある児童生徒が、安全・安心でおいしい学校給食を喫食することができるように、丹波市学校給食運営基本計画に基づき、施設の維持管理、厨房機器の更新、地産地消の推進及び食物アレルギー対応に取り組めます。

また、学校給食費の滞納者については、支払督促等の法的措置を講じ、負担の公平性を図ります。

2. 取組項目

取組項目①	効率的な施設及び厨房機器の更新
①厨房機器の更新は概ね 15 年を目安とし、丹波市学校給食運営基本計画に基づき、点検状況を踏まえ計画的に更新を行います。 ②給食施設の効率化を図るため、学校給食センターの稼働率 80%を一つの目安と捉えて、今後の児童生徒数の減少を見据えながら、各センターの配食校の見直しやセンターの集約化も含め、将来に向け効率的な運営が図れるように、施設の適正配置の検討に取り組めます。	

取組項目②	学校給食費の徴収
①給食費の納付方法等について、広報等を活用して保護者に周知・啓発する一方、悪質と判断される滞納者については、丹波市学校給食費滞納整理等事務処理要綱に基づき、支払督促等の法的措置を講じ、滞納額の収納率アップに取り組めます。	

取組項目③	学校給食における地産地消の推進
①地元生産者の規格や品質の捉え方、天候や生産者の減少による数量確保の不安定さなど、様々な課題解決に向けて丹波市学校給食用農産物生産者連絡協議会において調整を図り、地元生産者との供給体制を整えて、安全で安定した地場産野菜の活用に取り組めます。 ②学校給食を生きた教材として活用して、市や地域独自の食文化を継承し、また郷土愛をはぐくむため、収穫時期やコストなども考慮しながら、伝統的な郷土食や郷土料理を盛り込んだ学校給食の献立作成に取り組めます。	

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	衛生上の支障を懸念して給食を停止させた回数	0 回	0 回
2	学校給食費（現年分）の徴収率	98.4%	99.5%
3	地場野菜（主要 15 品目）の使用割合	27.3%	30.0%

基本方針 3	学びを支える環境の整備
---------------	--------------------

施策 3 - (4)	安全・安心な学習環境の整備・充実
-------------------	-------------------------

1. 施策の概要

子どもたちが、楽しく安心して学校生活を過ごす居場所を確保するためには、安全で安心な施設環境をつくることが重要です。このため、学校施設整備計画に基づいた老朽化対策、防災機能強化対策等に取り組みます。

また、教職員及び子どもたちが、学校において日常的に ICT を活用できるようにするため、ICT 機器の適切な維持管理と計画的な更新を実施するとともに、コンピュータウイルス、サイバー攻撃、不正アクセスといった情報セキュリティリスクへの対策を講じていきます。

2. 取組項目

取組項目①	安全で安心な学校施設整備の推進
--------------	------------------------

①学校施設の長寿命化改修の検討

学校施設の長寿命化計画を策定するにあたり、改築中心から既存施設を有効活用する長寿命化改修への転換を図り、中長期的な維持管理費等に係るトータルコストの縮減及び戦略的な維持管理・更新計画を実施するためのメンテナンスサイクルを構築します。

取組項目②	通学路などの安全対策
--------------	-------------------

①PTA や地域と連携し、児童生徒への安全教育・安全指導を行います。

②通学路合同点検による危険個所の安全確保に向け、関係機関と連携した取組を継続して実施します。

③丹波警察、PTA や地域と連携し「登下校時防犯プラン」に基づく通学路の防犯対策の指導を行います。

取組項目③	ICT 機器の適切な維持管理と計画的な更新
--------------	------------------------------

①ICT 支援員の活用

ICT 支援員を活用し、学校の ICT 機器やネットワークの適切な維持管理を行い、教職員及び子どもたちが日常的に ICT を活用できるようにします。

②計画的な ICT 機器の更新

耐用年数を過ぎた ICT 機器について、故障やトラブルの多いものを優先して計画的に更新を行います。

取組項目④	情報セキュリティ対策の強化
①情報セキュリティ対策の見直し	文部科学省が策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づいて、情報セキュリティ対策を随時見直していきます。
②情報セキュリティ研修の実施	新規採用教職員及び全教職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティに対する職員の意識向上を図ります。
③WindowsUpdate の実施	WindowsUpdate を確実に実施し、セキュリティホールを減らしてウィルスやサイバー攻撃による被害を防ぎます。

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	長寿命化計画におけるトータルコストの削減 (現在策定中であり、今後の計画状況に応じて明記)	—	—
2	通学路における事故件数 (小中学校)	17 件	0 件
3	常勤教職員 1 人 1 台体制の維持	100%	100%
4	コンピュータウィルス、サイバー攻撃、不正アクセス等による情報セキュリティ事故の発生件数	0 件	0 件

4. 各主体の役割

主 体	役 割
学 校	
家 庭	
地 域	

基本方針 3	学びを支える環境の整備
--------	-------------

施策 3－（５）	学校の適正規模・適正配置
----------	--------------

1. 施策の概要

少子化の進行などによって市内の小中学校における児童生徒数が減少していることから、適切な教育環境の確保と充実した学校運営に取り組み、子どもたちの学びの環境をさらに向上させるため、学校適正規模・適正配置方針にもとづく活力ある教育環境の整備と教育の質の更なる充実に努めます。

2. 取組項目

取組項目①	小中学校の統合
①山南地域市立中学校の整備	令和５年４月開校をめざし、山南中学校と和田中学校を統合した新設中学校を整備します。それに伴い、山南地域市立中学校統合準備委員会に部会を設け、総務部会では、校名や校歌等、通学設備部会では通学路の設定や通学バスの運行経路等、教育課程部会では教育内容の策定や交流事業の検討等について検討します。
②市島地域の小学校統合協議	５小学校の統合について地域の教育を考える会から提言があったことを踏まえ、PTAや地域との意見交換をもとに統合について検討します。

取組項目②	丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針の見直し
①学校適正規模・適正配置基本方針の見直し	平成２３年度から令和２年度までの学校適正規模・適正配置基本方針を各学校や国の動向を見極め、将来的な見通しや方向性を見直し、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するための方針を見直します。

3. 成果指標

No	指標	現状値（H30）	目標値（R6）
1	市島地域小学校統合のあり方	提言	検討組織による方針確定
2	丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針の見直し	—	見直し後の方針に沿った取組

基本方針 3	学びを支える環境の整備
--------	-------------

施策 3 - (6)	教育委員会活動の活性化
------------	-------------

1. 施策の概要

市民とともにある開かれた教育委員会をめざし、積極的に情報発信を行うとともに、自己点検・評価を有効に活用し、効果的な教育行政の推進に努めます。

また、議会や市長部局、学校管理職等と意見交換会を開催するなど関係機関との連携強化を図るとともに、市長及び教育委員会による総合教育会議を開催し教育施策に反映します。

2. 取組項目

取組項目①	広報紙などによるタイムリーな情報発信
①教育委員会（定例・臨時）の開催予定や協議内容をホームページに掲載します。 ②丹波市広報「たんば」の教育委員会ページの編集を行い情報発信を行います。 ③広報紙「教育たんば」を年3回発行し情報発信を積極的に行います。 ④ホームページやフェイスブックなど市民が必要としているタイムリーな情報発信を行います。	

取組項目②	自己点検・評価の有効活用
①効果的な教育行政推進のため、事務局による自己点検・評価に加え教育委員や外部有識者による評価を行い、PDCA サイクルにより施策反映を行います。 ②中間評価を実施することで、評価結果を次年度の予算や施策に反映します。	

取組項目③	関係機関との意見交換と連携強化
①市長部局と教育委員会の連携強化を図り、市長と教育委員会による総合教育会議を開催します。 ②議会や社会教育委員、学校管理職等との意見交換会を開催し、関係機関との連携強化を図ります。 ③委員協議会を開催するとともに、教育委員が積極的に教育現場を訪問するなど委員活動の活性化を図ります。	

3. 成果指標

No	指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	教育委員会からの情報発信（市のホームページや広報等）は内容が充実していると思う市民の割合	33.7%	50.0%
2	自己点検・評価による改善施策数	未測定	10 施策
3	教育委員の活動件数	289 件	300 件

計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、まず、本計画の周知と理解を図ることが不可欠です。特に教職員をはじめ学校教育関係者、社会教育関係機関や団体等に対して校長会や各種研修会等を通じた周知に努めるほか、市広報紙や教育委員会広報紙、市ホームページ等を活用して市民への広報に努めます。

また、学校運営協議会等では、各施策において空白となっている「4. 各主体の役割」を活用しながら「学校・家庭・地域」の役割を討議し、それぞれが当事者意識を持って、子どもたちの成長に関わる仕組みを構築するとともに、この計画の活用を図ります。

一方、それぞれの施策の事業については、その成果を検証・精査することが重要であることから、費用対効果や目標達成度等の観点により、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、外部有識者の知見を活用しながら教育行政の自己点検・評価を実施します。

評価の結果は、市民への説明責任を果たすとともに、丹波市の教育に対する関心を高め、市民の参画につながるように適切に公表します。また、本計画の進行管理に当たっては、年度ごとの実施計画として『丹波市の教育～実施計画～』を作成して一層の具体化を図るとともに、目標達成に向けて着実に取組をすすめます。

なお、急速に変化する社会の中で、教育の分野において対応すべき新たな課題が生じた場合や評価の結果に基づく改善のため、PDCA サイクルを十分意識しながら、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行っていきます。

用語説明

行	用語	説明	掲載頁
あ行	IoT	Internet of Thingsの略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス・ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。	P. 12
	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。	P. 9
	アプローチプログラム・スタートカリキュラム	幼児期の発達や学びを小学校教育に滑らかに接続するため、就学前の幼児期（アプローチ期）に取り組む内容と小学校入学当初（スタート期）に取り組む内容を体系化したもの。	P. 30
	EBPM	EBPM: Evidence-Based Policy Makingの略。客観的根拠に基づいた政策立案。	P. 1
	インクルーシブ教育システム	障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み。	P. 14
	AI	人工知能のこと。人工的に作られた人間のような知能、ないしそれを作る技術のこと。	P. 12
	ALT	Assistant Language Teacherの略。日本人外国語担当教員の助手として従事し、学校や地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。	P. 23
	SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上の交流をとおして社会的ネットワークを構築するサービス。	P. 12
か行	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。	P. 1
	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	P. 15

用語説明

行	用語	説明	掲載頁
か行	キャリアノート	キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録などを児童生徒自身が書き込むノート。各学年で書き込んだものを1冊のファイルにして、次の学年・学校に引き継ぐことで、小学校から高等学校までの12年間をつなぎ、幅広く活用することができる。	P. 28
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民と学校が一体となって学校運営の改善を図ることを目的として学校運営協議会を設置している学校	P. 6
	合理的配慮	障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を行使できるように、障がいや困難さを取り除くための個別の変更や調整が提供されること。	P. 32
	子育てピアサポーター	子育て世代に寄り添い、同じ目線で気軽に相談できる仲間として、市が委嘱しているサポーターのこと。	P. 6
さ行	地場野菜（主要15品目）	キャベツ、きゅうり、小松菜、さつまいも、西洋かぼちゃ、大根、玉ねぎ、チンゲンサイ、なす、にんじん、ねぎ（白）、ねぎ（青）、白菜、ほうれん草、メークイン	P. 53
	性的マイノリティ	同性や両性に恋愛感情を持つ人や、身体の性と心の性が一致していないため性のあり方に違和感がある人などのこと。	P. 34
	全国学力・学習状況調査	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的とした国の調査。（小学校6年生、中学校3年生の児童生徒を対象として行われる。）	P. 4
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	文部科学省が全国の小学5年生、中学2年生を対象に実施している体力や運動能力、運動習慣等に関する調査。児童・生徒に対する実技調査（測定方法等は新体力テスト）と質問紙調査、及び、学校・教育委員会に対する質問紙調査から、子どもの体力や運動習慣、生活習慣等を把握・分析することにより、体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的としている。	P. 26

用語説明

行	用語	説明	掲載頁
さ行	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。 狩猟社会（Society1.0） 農耕社会（Society2.0） 工業社会（Society3.0） 情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。	P. 12
た行	多文化理解交流Day	自国と異国の文化を尊重し、児童生徒がALTや様々な国籍の人々と遊び等の活動を通し交流する事業。	P. 33
	丹波市学習定着度調査	丹波市内の小学校3年生から中学校2年生までの児童生徒を対象として、国語、算数・数学の学習定着状況を調査することにより、これまでの指導の成果と課題を検証し、各校の学力向上をめざした授業づくりや指導方法の工夫改善をすすめるために実施する調査。	P. 22
	適応指導教室	何らかの原因により学校に行けない子どもたちや休みがちな子どもたちを対象に、学校と連携しながら集団生活への適応や学習の支援を行う施設。	P. 33
	丹波市立学校業務改善計画	学校教職員の勤務時間の実態や、勤務状況・課題などを整理するとともに、今後の業務改善の方針をまとめ、学校教職員の働き方改革を推進するための計画。	P. 10
	特別支援教育	特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	P. 32
	知識循環型生涯学習	市民が住みやすいまちづくりの担い手として、主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、さらに実践の中から生じた新たな課題へと挑戦し学べる仕組み。	P. 6
	DV	Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと。若い世代の恋人間で起きる暴力のことをデートDVという。	P. 34

用語説明

行	用語	説明	掲載頁
は行	PTCA	Parent Teacher Community Association（保護者・教師・地域住民の会）の略。保護者と教職員からなる社会教育関係団体であるPTAに地域（Community）を加えた名称。	P. 36
	PDCAサイクル	PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（点検）、ACTION（改善）を繰り返すことにより、目標の管理と改善を継続的に行う手法。	P. 11
	ビブリオバトル	発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、参加者全員でその発表に関する意見交換を行い、最後にどの本が一番読みたくなったかを全員の投票で決定する書評合戦のこと。効果として、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えることがあげられる。	P. 7
	プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就いても普遍的に求められる「プログラミング的思考」（論理的に考える力）を育成する教育。	P. 9
	平成たんば塾	地域主体の教育活動を広め、市民総がかりの教育を進めることを目的とした自治協議会が運営する学習活動。	P. 6
や行	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るため、教育・福祉・医療・警察等の関係機関により構成する組織。	P. 10
ら行	リカレント教育	学校教育を終えて社会に出てからも、個人の必要に応じて教育機関に戻り、繰り返し再教育を受けられる、循環・反復型の教育システム。	P. 13